

名護さくらの女王派遣要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、(公財)名護市観光協会(以下協会という)が「名護さくらの女王」の派遣について必要な基準を定める適正な管理運営を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 「名護さくらの女王」は本市を広く紹介、宣伝し観光客を誘致するために本協会が認めた観光諸行事や公式行事への参加、及び国内外における親善のための使節など本市の代表として臨時に従事する。

(任用期間)

第3条 期間は毎年選考会に於いて、名護さくらの女王として選出された時より翌年1月末日までとする。

(解 任)

第4条 期間中であっても「名護さくらの女王」として、ふさわしくない行為があった場合、又は本市及び本協会の信用を著しく損なう行為があった時は即刻解任できるものとする。

(従事経費の支給)

- 第5条 (1) 本協会、及び官公庁が主催する諸行事に従事する場合は、別表「名護さくらの女王従事経費支給表」甲欄により支給する。
- (2) 本協会が承認する行事に従事する場合は別表「さくらの女王従事経費支給表」乙欄により支給する。
- (3) 前項において従事する行事が、原則として沖縄県内の場合は、同表号級Bを適用し、それ以外の地域の場合は、同表Aを適用する。

別表 「名護さくらの女王」従事経費支給表(日額)

区 分	甲		乙	
	A	B	A	B
金 額	10,000	7,000	12,000	8,000

注(1) 甲－ 官公庁、団体 乙－ 甲以外のもの
A－ 県外 B－ 県内

(諸経費の支給)

- 第6条 (1) 名護市内の行事に従事する場合の交通費は、原則として別表1のB号級に含まれる。
- (2) 市外での諸行事に従事する場合の交通費、宿泊費は、行事主催者が支給する。
- (3) 行事に従事するために、全各項に定めるほか必要経費については、原則として行事主催者が支給する。

(職務上の災害補償)

- 第7条 業務遂行中に災害に対する補償については、労働者災害補償保険法に定める範囲内で、行事主催者がこれを支弁する。

(行事主催者側に対する承認)

- 第8条 (1) 本協会以外の者が主催する行事に従事させる場合は、事前に行事主催者から別紙様式「名護さくらの女王派遣申請書」を提出させ行事内容を十分検討し別紙様式「名護さくらの女王派遣承認通知書」により承認を与える。
- (2) 「名護さくらの女王派遣申請書」は、原則として派遣日の15日前までに本協会へ提出する事とする。

(禁止事項)

- 第9条 (1) 個人の資格であってもCM及びモデル、又はこれに類する行為は一切認めない。
- (2) プライベートの時間であっても名護さくらの女王としてふさわしくない行為は、してはならない。

(業務報告)

- 第10条 (1) 行事主催者は、名護さくらの女王の派遣終了後1週間以内に行事に従事している写真を提出すること。
- (2) 名護さくらの女王は、行事に従事した後、1週間以内に業務の報告をすること。但し、本協会職員が同行した場合は、省略する。